



児童手当の手続きに 個人番号(マイナンバー)が必要です！

マイナンバー法の施行にともない、第1子の出生や転入等により児童手当の請求をする場合などには、請求者(受給者)及びご家族の個人番号(マイナンバー)が必要です。

個人番号の確認のために、「個人番号の確認ができるもの(個人番号確認書類)」と「窓口に来庁された方の本人確認ができるもの(本人確認書類)」をお持ちください。窓口に来庁される方によって委任状が必要な場合もありますので詳しくはお尋ねください。

請求者(受給者)本人が手続きをする場合

- ① 請求者(受給者)本人の「個人番号確認書類」
- ② 請求者(受給者)本人の「本人確認書類」
- ③ 配偶者の「個人番号確認書類」

請求者(受給者)の配偶者が手続きをする場合

- ① 請求者(受給者)の「個人番号確認書類」
- ② 配偶者本人の「個人番号確認書類」
- ③ 配偶者本人の「本人確認書類」
- ④ 請求者(受給者)が記入・押印した「委任状」

上記以外の代理人が手続きをする場合

- ① 請求者(受給者)の「個人番号確認書類」
- ② 配偶者の「個人番号確認書類」
- ③ 代理人本人の「本人確認書類」
- ④ 請求者(受給者)が記入・押印した「委任状」
(法定代理人の場合は、戸籍謄本などが必要です。)

請求者(受給者)とは、父母のうち所得の高い生計中心者の方です。

【個人番号確認書類】

- 個人番号カード
- 通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し

【本人確認書類】

- 1点で足りるもの
(顔写真入りの公的証明書)
個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード等
- 2点必要となるもの
健康保険証、年金手帳、(特別)児童扶養手当証書等

※請求者(受給者)と児童が別居する場合は、児童の「個人番号確認書類」も必要です。

篠栗町こども育成課児童係
電話 092-947-1111